［削る］

［削る］

（同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合）

第九十一条の六　法第百十六条の四第一項の総務省令で定める割合は、特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合とする。

2　法第百十六条の四第一項に定める放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合において、二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の計算に当たつては、第一号に掲げる放送時間を第二号に掲げる放送時間で除して行うものとする。

一　国内基幹放送の放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間のうち同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間

二　当該国内基幹放送の放送時間の合計

（特定放送番組同一化実施方針の記載事項）

第九十一条の七　法第百十六条の四第二項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定放送番組同一化の内容

二　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号。第二百七条第五項において「表現の自由享有基準」という。）第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び同条第二項に規定する特例役員兼任関係の内容

［削る］

（特定放送番組同一化に係る放送対象地域の数の上限）

第九十一条の八　法第百十六条の四第三項第一号ニに規定する総務省令で定める数は、九とする。ただし、当該数に含まれる広域放送（別表第五号（注）八に規定する広域放送をいう。）に係る放送対象地域の数は、一を超えてはならない。

（不適法な申請書等）

第九十一条の九　［略］

（認定の拒否の通知）

第九十一条の十　［略］

（認定証の交付）

第九十一条の十一　総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

六　別表第二十一号の四の様式による事業計画書

七　別表第二十一号の五の様式による事業収支見積り

（同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合）

第九十一条の六　法第百十六条の四第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百分の八十（特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。）とする。

［新設］

（経営基盤強化計画の記載事項）

第九十一条の七　法第百十六条の四第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、表現の自由享有基準第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び次に掲げる事項とする。

一　表現の自由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係の内容

二　表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、地域性確保措置（同条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置をいう。）の内容

三　表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、多元性・多様性確保措置（当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために講ずる措置をいう。以下同じ。）の内容

［新設］

（不適法な申請書等）

第九十一条の八　［同上］

（認定の拒否の通知）

第九十一条の九　［同上］

（認定証の交付）

第九十一条の十　総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の六の様式の認定証を交付する。